

全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書

各都道府県を4ランクに分けて、地域別最低賃金の額を各地方最低賃金審議会が各都道府県の労働局長へ答申する、いわゆる目安制度が導入されてきましたが、近年は地域格差を拡大してきたため、今年から3ランクへと再編されることになりました。

地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」とされています。現在の最低賃金は最も高い東京が1072円に対し、最も低い県は853円で、実に219円もの差が生まれています。しかし、賃金や企業の支払いの能力は地域による差異よりも、企業規模や職種の差異の方が大きくなっています。また、労働者の生計費は、現在、地域間による格差はほとんど存在しないことが指摘されています。なお、労働組合などが全国的に行っている「最低生計費」の試算結果では全国どこでも時給1500円以上に引き上げることが必要であるとの指摘もあります。

最低賃金の格差が生じることで、地域間の経済格差を固定させ、地方から都市部への人口流出の原因となっており、地域の経済活力を低下させる一因になっています。全国一律最低賃金制度の実施をめざすとともに、最低賃金を引き上げていくことは地域経済の健全な発展のために求められています。

今年は7月までに2万品目を超える食品や電気料金の値上げが予定されるなど、物価高騰によって市民生活が圧迫されており、最低賃金の大幅な引き上げは急務です。日本商工会議所・東京商工会議所が2023年3月28日に発表した「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」では、最低賃金を「引き上げるべき」と回答した企業は42.4%で、「引き下げるべき」「現状の金額を維持すべき」を上回り、理由として「物価が上がっており、引き上げはやむを得ない」が最多となっています。

同時に、物価高騰によって中小・零細企業の経営も厳しさを増していることから、最低賃金を引き上げるためには、社会保険料の減免・軽減措置や適正価格による公正取引の確立など、中小・零細企業への支援策を強化することも必要です。

よって、政府においては、全国一律最低賃金制度の実施をめざすとともに、全国一律最低賃金制度の導入にあたり影響を受ける中小・零細企業への支援策を講じることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月23日

北海道根室市議会

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣